

琉球大学学術リポジトリ

地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(5)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): ユナイテッド・シーメンズ・サービス, 那覇空港, 橘アメリカ局参事官, リー参謀長, 愛知外務大臣, マイヤー大使, 吉野・スナイダー会談 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406

6/17
了解覺書

条約 施

米又使館
米得

1	√ 21	米	RD
2	√ 22		RD
3	23	M.F.T.	
4	√ 24	D.F.A.A	RD
5	√ 25		RD
6	26	J.P.A	結核檢一
7	√ 27	米得長	
√ 8	米得長	28	運輸省 山上陽久
√ 9	米得長	29	
√ 10	米得長	30	安藤
√ 11	米得長		
√ 12	米得長		
√ 13	法眼	RD	米側 RD 3部
√ 14	米得長	RD	
√ 15	}	2部1向	
√ 16			
√ 17			
√ 18	米得長	RD	RD(15)
√ 19	米得長	RD	RD(16)
√ 20	米得長	RD	

alterna 分

極 秘
無 期 限
防 務 部 の 内
20 号

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

The attached represent the results of discussions held between the representatives of the Government of the United States of America and of the Government of Japan concerning Article III of the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands signed today.

Tokyo, June 17, 1971.

Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of
the United States of
America to Japan

Minister for Foreign Affairs
of Japan

LIST A

The following are the installations and sites which the Government of the United States of America and the Government of Japan are prepared, unless otherwise agreed between them, to agree in the Joint Committee, within their present boundaries, or as indicated in the remarks, as facilities and areas pursuant to Article II of the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan signed on January 19, 1960 (hereinafter referred to as the "SOFA") for the use by the United States armed forces as from the date of reversion. The agreements in the Joint Committee will be concluded on the day of entry into force of the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, and every effort will be made to complete the preparatory works well in advance of that day.

Note: There are also other installations and sites to be released by virtue of Article VI of the Agreement between the United States of America and Japan Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

(

0

(

(

極 秘
無 期 限
30 部の内
30号

次に掲げるものは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が両政府間に別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（以下「地位協定」といふ。）第二條により合衆国軍隊が復歸の日から使用する施設及び区域として、現在の境界線の範圍内で又は備考欄に記載するところに従い、合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日に締結される。その準備作業は、同日前に十分な余裕をもつて終了するようあらゆる努力が払われる。

A 表

極 秘
無 期 限
30 部の内
30号

了解覚書

別紙は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定~~の~~第三條^{の現定}に關し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本国外務大臣

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

番号	名称	現在の名称	備考
一	北部演習場	北部海兵隊演習場	
二	安波訓練場	安波訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
三	川田訓練場	川田訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
四	奥間レスト・センター	奥間レスト・センター	
五	伊江島補助飛行場	伊江島補助飛行場	
六	八重岳通信所	八重岳通信所	
七	慶佐次通信所	慶佐次ロラン通信所	
八	瀬嵩訓練場	瀬嵩第一訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
九	キャンプ・シュワブ	キャンプ・シュワブ	
		キャンプ・シュワブ訓練場	C表参照
		キャンプ・シュワブLST 繋留施設	
一〇	辺野古弾薬庫	辺野古弾薬庫	

番号	名称	現在の名称	備考
一一	キャンプ・ハンセン	辺野古海軍弾薬庫	
		キャンプ・ハンセン	C表参照
		キャンプ・ハンセン訓練場	C表参照
一二	久志訓練場	久志訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
一三	恩納通信所	恩納ポイント通信所	
一四	キャンプ・ハーディ	キャンプ・H・F・ハーディ	
一五	恩納サイト	恩納 ^(ポイント) 陸軍補助施設	B表参照
一六	屋嘉訓練場	屋嘉訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
一七	ギンバル訓練場	ギンバル訓練場	
		嘉手納第三サイト	
一八	屋嘉レスト・センター	屋嘉レスト・センター	
一九	金武レッド・ビーチ訓練場	金武レッド・ビーチ	
二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武ブルー・ビーチ	

3

番号	名称	現在の名称	備考
二一	ポロー・ポイント射撃場	ポロー・ポイント射撃場	
	嘉手納第一サイト	嘉手納第一サイト	
	ポロー・ポイント陸軍補助施設	ポロー・ポイント陸軍補助施設	
	読谷第一陸軍補助施設	読谷第一陸軍補助施設	
	嘉手納弾薬庫	嘉手納弾薬庫	
	比謝川サイト	比謝川サイト	
	ハンザ弾薬庫	ハンザ弾薬庫	
	読谷合同廃弾処理場	読谷合同廃弾処理場	
	陸軍混成サーヴィス群弾薬庫	陸軍混成サーヴィス群弾薬庫	
	知花弾薬庫	知花弾薬庫	
	嘉手納ヴォルタック施設	嘉手納ヴォルタック施設	
	嘉手納タカン施設	嘉手納タカン施設	
二二	嘉手納弾薬庫地区		

4

番号	名称	現在の名称	備考
二三	知花サイト	東恩納弾薬庫	C表参照
		知花陸軍補助施設	B表参照
		喜名無線中継所	
二四	石川陸軍補助施設	石川陸軍補助施設	
二五	読谷陸軍補助施設	読谷第二陸軍補助施設	
二六	楚辺通信所	楚辺海軍通信補助施設	
		楚辺方向探知サイト(東側)	
二七	読谷補助飛行場	読谷補助飛行場	
		中野サイト	
二八	天願棧橋	天願棧橋	
二九	キャンプ・コトニー	キャンプ・コトニー	C表参照
三〇	天願通信所	天願戦略通信所	

番号	名称	現在の名称	備考
三一	キャンプ・マクトリアス	キャンプ・マクトリアス	
三二	キャンプ・シールズ	キャンプ・シールズ	C表参照
三三	キャンプ・ヘーグ	キャンプ・ヘーグ	C表参照
三四	平良川通信所	平良川通信所	
三五	ハンザ陸軍補助施設	ハンザ・サイト	
三六	トリイ通信施設	楚辺トリイ・ステーション	
三七	嘉手納飛行場	楚辺戦略通信所 嘉手納飛行場	
		陸軍住宅地区	
		キャンプ・サンソネ	

三八 砂辺倉庫

砂辺倉庫
空軍家具修理所

番号	名称	現在の名称	備考
三九	砂辺陸軍補助施設	砂辺サイト	
四〇	カシジ陸軍補助施設	カシジ・サイト	
四一	嘉手納住宅地区	嘉手納住宅地区	
四二	コザ通信所	コザ無線中継所	
四三	キャンプ桑江	キャンプ桑江	
四四	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧	
四五	瑞慶覧通信所	キャンプ・フォスター 瑞慶覧通信所(瑞慶覧C地区)	
四六	泡瀬通信施設	泡瀬通信補助施設	
四七	西原陸軍補助施設	海軍航空隊泡瀬通信所 西原第一陸軍補助施設	
四八	ホワイト・ビーチ地区	ホワイト・ビーチ海軍港施設	O表参照

7

番号	名称	現在の名称	備考
四九	泡瀬倉庫地区	勝連半島陸軍地区	
五〇	久場崎学校地区	ホワイト・ビーチ貯油施設	
五一	普天間飛行場	嘉手納第二サイト	
		西原第二陸軍補助施設	B表参照
		泡瀬弾薬庫	
		キャンプ久場崎	C表参照
		普天間海兵隊飛行場	
		普天間陸軍補助施設	
		普天間海兵隊飛行場通信所	
五二	キャンプ・マーシー	キャンプ・マーシー	
		(別名 牧港 H地区)	
五三	キャンプ・ブーン	キャンプ・ブーン	
		(別名 牧港 J地区)	
五四	牧港倉庫	沖繩リージョナル・エクス チェンジ倉庫	

8

番号	名称	現在の名称	備考
五五	牧港サイヴィス事務所	ポスト・サイヴィス・オフィス	
五六	牧港補給地区	牧港補給地区	
五七	牧港補給地区補助施設	第七心理作戦部隊倉庫	
		牧港海軍倉庫	
五八	牧港調達事務所	調達事務所	
五九	浦添倉庫	戦略通信部倉庫	
六〇	工兵隊事務所	西太平洋工兵隊事務所	
六一	牧港住宅地区	牧港住宅地区 (別名那覇H地区)	B表参照
六二	那覇冷凍倉庫	沖繩リージョナル・エクスチェ ンジ冷凍倉庫	
六三	ハーバー・クラブ	ハーバー・クラブ	
六四	那覇港湾施設	那覇軍港	

番号	名称	現在の名称	備考
六五	那覇サーブイス・センター		
六六	那覇空軍・海軍補助施設	那覇空軍海軍補助施設	C表参照
六七	那覇サイト	那覇陸軍補助施設	B表参照
六八	知念第一サイト	知念第一陸軍補助施設	B表参照
六九	知念第二サイト	知念第二陸軍補助施設	B表参照
七〇	新里通信所	新里通信所	B表参照
七一	知念補給地区	陸軍混成サーブイス洋地区	
七二	与座岳航空通信施設	与座岳航空通信施設	B表及びC表参照
七三	与座岳サイト	与座岳第一陸軍補助施設	B表参照
七四	与座岳陸軍補助施設	与座岳第一陸軍補助施設 (サイトA・サイトB)	B表参照
七五	南部倉庫地区	南部倉庫地区	
七六	陸軍貯油施設	キャンプ 桑江第一、第二貯油施設 金武湾第一、第二、第三貯油施設	

10.

番号	名称	現在の名称	備考
七七	鳥島射爆撃場	琉球射爆撃場	
七八	出砂島射爆撃場	出砂島射爆撃場	
七九	久米島航空通信施設	久米島航空通信施設	B表及びC表参照
八〇	久米島射爆撃場	久米島射爆撃場	
八一	浮原島訓練場	浮原訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
八二	津堅島訓練場	津堅島訓練場	
八三	前島訓練場	前島訓練場	地位協定第二条四項(b)使用
八四	黄尾嶼射爆撃場	黄尾嶼射爆撃場	
八五	赤尾嶼射爆撃場	赤尾嶼射爆撃場	
八六	宮古島ヴォルタック施設	宮古島ヴォルタック施設	B表参照

番号	名称	現在の名称	備考
八七	宮古島航空通信施設	宮古島航空通信施設	B表及びC表参照
		宮古島NDB施設	B表参照
八八	沖大東島射撃場	沖大東島射撃場	

(注一)

貯油施設を結ぶ合衆国の送油管、キャンプ瑞慶覧に接続する合衆国の海底電線、日本国の領海にある部分並びに施設及び区域に接続する合衆国の電気通信線に關し、日本国政府は、地位協定に従つて、合衆国軍隊による使用のために必要な措置をとる。

(注二)

この表に掲げられた施設及び区域には、施設及び区域に接続して制限水域が提供されることを要するものがある。

(注三)

日本国の領海内で提供される演習水域及び合意される公海上の演習水域に關し、両政府は、引き続き準備作業を行なう。

税 極
 無 期 限
 30 部の内
 30 号

B 表

次に掲げるものは、^{沖縄の}復帰後、備考欄に記載するところに従つて日本国に返還される施設及び区域である。

名 称	現在の名称	備 考
一 恩納サイト (A表番号一五)	恩納陸軍補助施設	自衛隊が引き継ぐ際
二 知花サイト (「現在の名称」欄に掲げる部分) (A表番号二三)	知花陸軍補助施設	右に同じ
三 ホワイト・ビーチ地区 (「現在の名称」欄に掲げる部分) (A表番号四八)	西原第二陸軍補助施設	右に同じ
四 マチナト住宅地区 (A表番号六一)	マチナト・那覇住宅地区 (別名那覇H地区)	今後の検討による
五 那覇サイト (A表番号六七)	那覇陸軍補助施設	自衛隊が引き継ぐ際
六 知念第一サイト (A表番号六八)	知念第一陸軍補助施設	右に同じ
七 知念第二サイト (A表番号六九)	知念第二陸軍補助施設	右に同じ

秘 極
無 期 限
30 部の内
30 号

名 称	現在の名称	備 考
八 与座岳航空通信施設 (A表番号七二)	与座岳航空通信施設	自衛隊が引き継ぐ際
九 与座岳サイト (A表番号七三)	与座岳第一陸軍補助施設	右に同じ
一〇 与座岳陸軍補助施設 (「現在の名称」欄に掲げる部分) (A表番号七四)	与座岳第二陸軍補助施設 (サイトA)	右に同じ
一一 久米島航空通信施設 (A表番号七九)	久米島航空通信施設	右に同じ
一二 宮古島ヴォルタック施設 (A表番号八六)	宮古島ヴォルタック施設	運輸省が引き継ぐ際
一三 宮古島航空通信施設 (A表番号八七)	宮古島航空通信施設 宮古島ND B施設	自衛隊が引き継ぐ際 運輸省が引き継ぐ際

〇 表

アメリカ合衆国政府が現に使用している設備及び用地で、復帰に際し又は復帰前にその全部又は一部の使用が解除されるものには、次に掲げるものが含まれる。

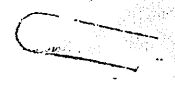
沖繩の

- 一 那覇空港
- 二 三和NDB施設
- 三 那覇空軍・海軍補助施設（日本政府使用部分）
- 四 那覇第二貯油施設（別名与儀貯油施設）
- 五 那覇^{ホイ}イル地区
- 六 ホワイト・ビーチ地区（日本政府使用部分）
- 七 奥訓練場
- 八 瀬嵩第二訓練場
- 九 本部採石所
- 一〇 本部補助飛行場
- 一一 石川ビーチ
- 一二 渡嘉敷陸軍補助施設
- 一三 羽地陸軍補助施設
- 一四 嘉手納第四サイト

- 一五 大木サイト
- 一六 赤道サイト
- 一七 久場サイト
- 一八 コザ憲兵隊支署
- 一九 コザ憲兵隊詰所
- 二〇 泡瀬防空待避所
- 二一 那覇憲兵隊詰所
- 二二 楚辺方向探知サイト（西側）
- 二三 久米島航空通信施設（一〇・九九エーカー）
- 二四 宮古島航空通信施設（二四・一五エーカー）
- 二五 与座岳航空通信施設（一七・九三エーカー）
- 二六 キャンプ・ハンセン（九六・五三エーカー）
- 二七 キャンプ・ハンセン訓練場（四三・八四エーカー）
- 二八 キャンプ・ヘーグ（一三・二四エーカー）

- 二九、 キャンプ・シユワブ訓練場 (二五七・セ六エーカー)
- 三〇、 東恩納弾薬庫 (二三四・〇四エーカー)
- 三一、 キャンプ・コートニー (九七・九〇エーカー)
- 三二、 キャンプ・シールズ (一四九エーカー)
- 三三、 キャンプ久場崎 (一六エーカー)

(注) 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定~~の~~ 第六条の規定によつて使用が解除される他の設備及び用地もある。



了解覚書

別紙は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の第三条に關し、アメリカ合衆国政府と日本国政府の間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

日本国外務大臣

alterna 令

秘 極
無期限
30部の内
30号

A 表

次に掲げるものは、アメリカ合衆国政府及び日本国政府が両政府間に別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（以下「地位協定」という。）第二条により合衆国軍隊が復帰の日から使用する施設及び区域として、現在の境界線の範囲内で又は備考欄に記載するところに従い、合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及び大東諸島に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の効力発生の日に締結される。その準備作業は、同日前に十分な余裕をもつて終了するよりあらゆる努力が払われる。

(注)

琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定の第六条の規定によつて使用が解除される他の設備及び用地もある。

()
()
()
()